

中泊町農業委員会会議録

令和2年5月15日

中泊町農業委員会

令和2年度中泊町農業委員会 5月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月15日(金) 午後13時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員 (13人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦		
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員 (2人)

委 員	3番	工藤 輝雄	10番	成田 誠
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第3号 農地使用貸借の合意解約通知書について

報告第4号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

報告第5号 農地保有適格法人の報告について

第4 【議案】

議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第7号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第8号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長 古 川 明 彦

主 事 外 崎 健 太

7. 会議の概要

事務局

ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会5月定例総会を開会いたします。

事務局

本日、出席委員は15名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会長

本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

議長

これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。

会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、議事録署名委員は、7番小野美恵子委員、8番瓜田益子委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には事務局職員古川次長と外崎主事を指名いたします。

以上で日程第2を終わります。

それでは、日程第3の報告第3号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第3号

事務局
(古川)

3ページをお開き下さい。報告第3号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。

令和2年5月15日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。今月の農地使用貸借の合意解約の申し出は1件ございました。内容については申出書をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

◎報告第4号

事務局
(古川)

7ページをお開き下さい。報告第4号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和2年4月実施分)の結果について、次のとおり報告する。

令和2年5月15日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。4月分の農地移動あっせん申し出は4件ございました。内容については申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告第3、4号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

無いようですので、報告第5号について事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第5号

事務局
(古川)

9ページをお開き下さい。報告第5号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について、次のとおり報告する。
令和2年5月15日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。農地所有適格法人については農地法に基づき、事業決算後に法人形態、事業内容、構成員、役員等が記載された書類を農業委員会に提出することとなっております。提出された書類を審査したところ、すべてが要件を満たしていますのでご報告いたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告第5号について、何かご質問等ございませんか。

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第6号

議 長

議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

13ページをお開き下さい。議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和2年5月15日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長

議案第6号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎 委員

はい。11番外崎です。
それでは報告いたします。去る5月1日、私と神委員及び事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が5件でございます。調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められません。
以上ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(外崎)

今月の農地法第3条の許可申請は、5件ございました。内訳は、売買が3件、贈与が2件です。

受付番号3番は、宮野沢字浦島及び袴腰山地内の2筆の畑1,716平方メートルと田茂木字若宮地内の1筆の田2,922平方メートルの計3筆4,668平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま。

受付番号4番は、田茂木字鳴見地内の畑713平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま。

受付番号5番は、深郷田字富森地内の1筆の畑804平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号6番は、田茂木字若宮地内の田5,704平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号7番は、宮野沢字蛸沢地内の田2,785平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に田の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。以上5件につきましては、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第7号

議長 続きまして、議案第7号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 (古川) 18ページをお開き下さい。議案第7号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第4条第1項の規定により、下記(別紙)のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めらる。令和2年5月15日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員 それでは報告いたします。去る5月1日、私と神委員及び事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第4条の申請は、2件ございました。

申請地は小泊地域浜野地区の2筆の畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(古川)

19ページをお開き下さい。

それではご説明いたします。

受付番号1番は、小泊字浜野地内の1筆の畑で面積は273㎡です。

転用目的は、住宅新築による宅地への用途変更であります。申請地は、小泊支所から南東に約600mの距離にある、三方が宅地で囲まれた住宅地と農地が混在している農業公共投資の対象外の地域であります。転用目的としましては、住宅の新築にあたり自ら所有する休耕地の畑があったので申請がありました。資金計画としては、自己資金と金融機関からの借入です。通帳写しと金融機関の住宅ローン審査書を確認しておりますので問題ないと思われま。周辺農地等への影響については、申請地付近農地は休耕しており農作物に及ぼす影響はないと思われま。

許可基準に定める農地の区分としては、運用通知第2の1の(1)の(ア)で、その他の2種農地と判断しました。よって、その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められま。

続きまして受付番号2番、1番と同じ区域内の1筆の畑で面積は381㎡です。

転用目的は、建物敷地への変更です。申請者は、平成15年に建築年不詳の建物付きで現在地を買い受け、その後車庫及び物置を建設して農業用施設として使用していたが、今回隣地に住宅を新築するにあたり、農用地に建物を建設する場合は農地法の許可を得る必要があることをしり、このたび始末書を添付しての申請があったものであります。

周辺農地等への影響については、付近は休耕農地で、すでに建築済みであり、申請地付農家からも苦情はないため、農作物に及ぼす影響はないと思われま。

許可基準に定める農地の区分としては、1番と同じで、問題なく許可相当と認められま。以上です。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第8号

議長

それでは、議案第8号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

26ページをお開き下さい。議案第8号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求め。令和2年5月15日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。令和2年5月11日付け中農政第59号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

申請内容は、所有権移転が7件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が7件となっております。

28ページからご覧ください。受付番号8番、あおもり農林業支援センターの買入です。

関係農地は、中里字宝森の農地2筆、地目は田、面積は3,725㎡です。売買価格は114万円です。対価の支払い期限は令和2年5月29日を予定しております。

事務局
(古川)

受付番号9番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、福浦字若野浦の農地1筆、地目は田、面積は3,161㎡です。売買価格は94万8千円です。対価の支払い期限は令和2年5月29日を予定しております。

受付番号10番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は2,910㎡です。売買価格は73万円です。対価の支払い期限は令和2年5月29日を予定しております。

受付番号11番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、深郷田字早田の農地1筆、八幡字盛山の農地1筆、地目は田、面積は5,216㎡です。売買価格は234万7千円です。対価の支払い期限は令和2年5月29日を予定しております。

受付番号12番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、深郷田字早田の農地2筆、地目は田、面積は6,201㎡です。売買価格は279万円です。対価の支払い期限は令和2年5月29日を予定しております。

受付番号13番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、中里字汐干潟の農地1筆、地目は田、面積は4,711㎡です。売買価格は169万6千円です。対価の支払い期限は令和2年5月29日を予定しております。

受付番号14番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、宮野沢字浦島の農地1筆、地目は田、面積は3,678㎡です。売買価格は90万円です。対価の支払い期限は令和2年5月29日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事務局
(外崎)

46ページからご覧下さい。今月の利用権設定は新規が3件、再設定が11件で面積は新規、再設定合わせて115,727平方メートルです。

受付番号22番は再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号23番は再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号24番は再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号25番は新規の設定で、設定する農地は大沢内内地内4筆の「田」3,646平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

受付番号26番は再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号27番は再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号28番は再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号29番は再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号30番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」6,780平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号31番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の11筆の「田」21,687平方メートルです。期間は2年11か月で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号32番も再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号33番も再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号34番も再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号35番も再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

事務局
(外崎)

続いて55ページをご覧ください。農地中間管理機構の借入、転貸が2件で、設定する面積が26,802平方メートルです。それでは順次ご説明します。

受付番号機構19-20番は新規の設定で、設定する農地は中里字汐干潟地内の2筆の「田」8,345平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円です。受手は毎年11月末日までにあおもり農林業支援センターに支払い、あおもり農林業支援センターは毎年12月20日までに出手名義の口座へ振り込むとのことです。

受付番号機構19-21及び19-22番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字鳴見地内の21筆の「田」18,457平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり35,000円です。受手は毎年11月末日までにあおもり農林業支援センターに支払い、あおもり農林業支援センターは毎年12月20日までに出手名義の口座へ振り込むとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 (質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局

報告・協議事項について

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

議長

それでは、以上をもちまして、令和2年度中泊町農業委員会5月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月15日

農業委員会
長

(松坂 龍美)

(小野 美恵子)

署名委員

(瓜田 益子)

署名委員
